

# 1 総則

## 1-1 計画の目的

### 1-1-1 計画の目的

この計画は、津島市の地域に係る防災（防災予防対策、防災応急対策及び災害復旧対策）に関して定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減することを目的とする。

### 1-1-2 計画の性格

(1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、津島市防災会議が津島市の地域に係る防災計画として作成する「津島市地域防災計画」の「風水害等災害対策計画」編として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。

(2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画を定め、その具体的推進に努めるものとする。

(3) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ① 市民の生命を最大限守る
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- ④ 迅速な復旧・復興を可能とする

(4) 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく愛知県及び海部地区水防事務組合の水防計画とも十分な調整を図るものとする。

### 1-1-3 計画の構成

災害対策の基本は「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことであり、この3つを柱にして本計画を構成する。

構成	主な内容
1 総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱等
2 災害予防	災害の発生に備えた予防対策等
3 災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策等
4 災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等

### 1-1-4 災害想定の基準

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

#### (1) 想定した主な災害

##### ① 台風による災害

伊勢湾台風と同程度の規模の台風が来襲した場合を想定する。

##### ② 集中豪雨等異常降雨による災害

昭和51年9月の集中豪雨と同程度の災害を想定する。

##### ③ 大規模な火災

##### ④ 危険物の爆発等による災害

##### ⑤ 可燃性ガスの拡散

##### ⑥ 有毒性ガスの拡散

##### ⑦ 航空機事故による災害

##### ⑧ 原子力災害

##### ⑨ その他の特殊災害

#### (2) 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

##### ① 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された浸水想定区域

### 1-1-5 計画の修正

市防災会議は、市地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、県地域防災計画を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、市の実情に応じた細部を計画するものとする。

## 1-1-6 自然条件

### 1-1-6-1 市域

津島市は、濃尾平野の西南部に位置し、名古屋の西約16キロメートルにある。東はあま市に、西及び北は愛西市、南は愛西市と蟹江町に隣接しており、市域は次のとおりである。

- (1) 広さ  
面積 25.09平方キロメートル  
東西 7.30キロメートル  
南北 7.25キロメートル
- (2) 市役所の位置  
津島市立込町2丁目21番地  
東経 136度44分29秒  
北緯 35度10分37秒

### 1-1-6-2 地形と地質

本市は沈降盆地として発達した濃尾平野の西南部に位置し、木曾三川の氾濫平野の下流域に広がる三角州性低平地にあり、市域の大部分は海拔ゼロメートル地帯に属している。

地形は大部分三角州（旧市内・神島田地区）及び埋没谷底（神守地区・新開・唐臼町）に属し、北部地区（蛭間町・青塚町）には後背湿地が形成されている。沖積層の厚さは市の西部地区で40メートルから50メートルに達し、地盤は弱い。

### 1-1-6-3 河川及び水路

市内を次の河川及び水路が流れる。

- (1) 二級河川日光川、新堀川、目比川、善太川、蟹江川
- (2) 諏訪幹線水路、温常寺川幹線水路、日光川右岸幹線水路、中一色幹線導水路、五ヶ川水路、八ヶ川水路、十三川幹流水路、中部幹流水路、南部幹流水路、沖永南幹流水路、新堀幹線水路、東八ヶ水路

### 1-1-6-4 気候

気候は、太平洋側の温暖な気候区に属している。しかしながら、広大な濃尾平野を隔

てて1,000メートル級の伊吹、養老、及び鈴鹿の山脈があるだけで、しかもわずか120～160キロメートルの近距離で日本海に通じており、このため寒冷期には北陸型の天候、例えば季節風による降雪がしばしばみられる。

なお、津島市消防本部観測の気温及び降雨量は、次のとおりである。

#### 平均気温と降雨量

(平成24年～平成28年)

種類/月	1	2	3	4	5	6
平均気温(℃)	4.5	4.84	9.08	14.22	19.5	22.68
平均降雨量(mm)	65.6	80	113.4	172.6	119.8	192.9

種類/月	7	8	9	10	11	12
平均気温(℃)	26.8	27.84	24.02	18.78	12.36	6.76
平均降雨量(mm)	174.8	199	299.7	148.8	95.4	90.7

#### 1-1-6-5 人 口

令和4年4月1日現在の人口及び世帯数は、次のとおりである。

人 口 60,759 人      世帯数 26,853 世帯

#### 1-1-6-6 交 通

市内を通る「高速道」「国道」「県道」道路及び鉄道は、次のとおりである。

##### (1) 道路

高速道：東名阪自動車道

国道：国道155号

県道：(主要地方道)津島南濃線、名古屋蟹江弥富線、一宮蟹江線、名古屋津島線、あま愛西線

(県道)鹿伏兔大井線、津島蟹江線、津島七宝名古屋線、津島停車場今市場線、津島立田海津線、津島海津線、津島稻沢線、一宮津島線、津島停車場線、一宮弥富線、平和蟹江線、蜂須賀白浜線

##### (2) 鉄道

名古屋鉄道株式会社 津島線(津島駅、青塚駅)

## 1-2 基本理念及び重点を置くべき事項

### 1-2-1 防災の基本理念

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮災害などの災害リスクが高まっている。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

#### (1) 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

#### (2) 災害応急対策段階

- ① 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- ② 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

#### (3) 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

## 1-2-2 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、市の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

### (1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築すること。

また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

### (2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

### (3) 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

### (4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

### (5) 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事

業者等との連携強化を図ること。

(6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

## 1-3 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1-3-1 実施責任

#### 1-3-1-1 津島市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 1-3-1-2 愛知県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

#### 1-3-1-3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 1-3-1-4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。



### 1-3-1-5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

また、県、市及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

## 1-3-2 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1-3-2-1 津島市

- ① 災害予報、警報等情報の収集伝達を行う。
- ② 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- ③ 災害広報を行う。
- ④ 避難の指示を行う。
- ⑤ 被災者の救助を行う。
- ⑥ 災害時の医療、清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ⑦ 水防活動及び消防活動を行う。
- ⑧ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- ⑨ 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- ⑩ 農作物及び家畜に対する応急措置を行う。
- ⑪ 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- ⑫ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ⑬ 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- ⑭ 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- ⑮ 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- ⑯ 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

### 1-3-2-2 県関係機関

〔愛知県海部県民事務所〕

- ① 災害予報、警報等情報の収集伝達を行う。
- ② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- ③ 県民相談の実施に関する業務を行う。
- ④ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

〔愛知県海部建設事務所〕

- ① 公共土木施設の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。

- ② 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

〔愛知県海部農林水産事務所〕

- ① 農林水産業施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- ② 農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧の実施及び指導を行う。

〔愛知県津島保健所〕

- ① 健康管理（保健活動）に関する業務を行う。
- ② 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

〔愛知県津島警察署〕

- ① 情報の収集、伝達及び災害原因調査を行う。
- ② 災害広報を行う。
- ③ 避難の指示及び誘導を行う。
- ④ 被災者の救出及び救護を行う。
- ⑤ 危険物の取締を行う。
- ⑥ 緊急通行車両等の確認及び事前審査・確認証明書の交付を行う。
- ⑦ 交通規制、警戒区域の設定を行う。
- ⑧ 犯罪の予防その他被災地における社会秩序の維持を行う。

### 1-3-2-3 指定地方行政機関

---

〔中部運輸局〕

- ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- ② 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- ③ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- ④ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- ⑤ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- ⑥ 特に必要があるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- ⑦ 災害対策現地情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策を支援する。

## 〔名古屋地方気象台〕

- ① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。  
（気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。）
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・協力をを行う。
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

## 〔中部地方整備局〕

- ① 災害予防
  - ア 降雨、河川水位などについて観測する。
  - イ 木曽川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔木曽川中流・木曽川下流〕氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表し、関係機関に連絡する。
  - ウ 木曽川の水防警報を行う。
  - エ 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
  - オ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
  - カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況の情報収集活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
- ② 初動対応  
災害対策現地情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。
- ③ 応急復旧
  - ア 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。
  - イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力をを行う。
  - ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。
  - エ 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。

才 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・各災害対策車両等を被災地支援のため出動させる。

〔国土地理院中部地方測量部〕

- ① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- ② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- ③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- ④ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

#### 1-3-2-4 自衛隊

---

自衛隊は、災害派遣要請者からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

- ① 被害状況の把握を行う。
- ② 避難の援助を行う。
- ③ 遭難者等の捜索救助を行う。
- ④ 水防活動を行う。
- ⑤ 消防活動を行う。
- ⑥ 道路又は水路の啓開を行う。
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫を行う。
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- ⑨ 炊飯及び給水を行う。
- ⑩ 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- ⑪ 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。
- ⑫ その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

#### 1-3-2-5 指定公共機関

---

〔日本赤十字社〕

- ① 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時か

ら計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現行数の確認、救護資材の整備点検等を行う。

- ② 避難所の設置に係る支援を行う。
- ③ 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
- ④ 血液製剤の確保と供給を行う。
- ⑤ 日ごろから備蓄してある赤十字救援物質（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
- ⑥ 義援金等の受け付け及び配分を行う。なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速・公正な配分に努める。

#### 〔西日本電信電話株式会社〕

- ① 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- ② 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- ③ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- ④ 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- ⑤ 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- ⑥ 気象等警報を市へ連絡する。
- ⑦ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

#### 〔日本郵便株式会社〕

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令風水害等災害対策計画で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- ④ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- ⑤ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

〔東邦ガス株式会社〕

- ① ガス施設の災害予防措置を講じる。
- ② 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

〔中部電力株式会社※〕

- ① 電力設備の災害予防措置を講じるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- ② 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。

※中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）

### 1-3-2-6 指定地方公共機関

---

〔津島瓦斯株式会社〕

- ① ガス施設の災害予防措置を講じる。
- ② 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

〔一般社団法人愛知県LPガス協会〕

- ① LPガス設備の災害予防措置を講じる。
- ② 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

〔一般社団法人愛知県トラック協会〕

- ① 災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

〔名古屋鉄道株式会社〕

- ① 線路、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- ② 災害により線路が不通となった場合、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- ③ 死傷者の救護及び処置を行う。
- ④ 運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

〔報道機関〕

- ① 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。

- ② 防災知識の普及に関する報道を行う。
- ③ 放送施設の保守を行う。

### 1-3-2-7 公共的団体

〔海部地区水防事務組合〕

- ① 水防施設、資器材の整備と管理を図る。
- ② 水防計画の策定及びその推進を図る。

〔土地改良区〕

次に掲げる土地改良区の管理する農業用施設の整備、点検及び災害復旧対策に必要な措置を行う。

なお、市域に関係のある土地改良区が管理する排水機場及び水路施設は、次の表のとおりである。

土地改良区名	排水機場及び水路施設
領内川用悪水土地改良区	向島排水機場、向島第2排水機場、又吉排水機場
日光川西悪水土地改良区	諏訪幹線水路、温常寺川幹線水路、日光川右岸幹線水路、中一色幹線導水路、市場排水機場、市場新排水機場
五八悪水土地改良区	五ヶ川水路、八ヶ川水路、五八排水機場、五八第2排水機場
十三沖永悪水土地改良区	十三川幹流水路、中部幹流水路、南部幹流水路、沖永南幹流水路、葉苅東排水機場、葉苅西排水機場、越津排水機場、十三沖永越津排水機場、十三沖永神明排水機場
蟹江大濤悪水土地改良区	新堀幹線水路、東八ヶ水路、高台寺排水機場

用水

海部土地改良区	光西支線用水路
宮田用水土地改良区	新大江井筋用水路、古大江井筋用水路

〔一般社団法人津島市医師会〕

- ① 医療及び助産活動に協力する。
- ② 防疫その他保健衛生活動に協力する。

〔津島市歯科医師会〕

- ① 歯科保健医療活動に協力する。
- ② 身元確認活動に協力する。

〔一般社団法人津島海部薬剤師会〕

- ① 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
- ② 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

〔津島市薬剤師会〕

- ① 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
- ② 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

〔産業経済団体〕

農業協同組合、商工会議所等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資器材及び融資のあっせんについて協力する。

〔社会的団体等〕

津島市赤十字奉仕団等社会的団体は、被災者の救助活動及び義援金品の募集について協力する。

〔建設関係団体〕

建設業協会、上下水道指定店組合等は建築物及び水道の復旧業務について協力する。

### 1-3-2-8 防災上重要な施設の管理者

---

病院、百貨店、遊技場等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、当該施設の利用者の安全を確保するため必要な措置を講じる。

〔企業等〕

企業（毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は取扱う者等を含む。）は、災害防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上重要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に努めるなど、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施し、県、市、その他の防災関係団体の防災活動に積極的に協力する。

〔危険物施設の管理者〕

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

〔その他防災上重要な施設の管理者〕

その他防災上重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。



### 1-3-3 市民等の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、全ての市民、事業者、団体が、防災に関する基本的責務を有する。

災害時には、自らの安全を守るよう行動すると同時に、近隣住民の安否確認、救助、初期消火、負傷者、要配慮者への救助等を実施するほか、防災関係機関が行う防災活動との連携協力を努める。